

## 令和3・4年度高知市建設工事競争入札参加有資格者の格付に係る審査方法等（市内建設業者のみ）

（趣旨）

- 1 令和3年1月1日付け高知市告示第2号第1項第1号有資格者の格付に係る審査方法等について定める。

（格付方法）

- 2 有資格者を工事種別ごとに、建設業法第27条の29の規定による経営事項審査の総合評定値（以下「客観的事項評定値」という。）と、市長が別に定める項目（以下「主観的事項」という。）の評価点の合計値とを足し合わせた値（以下「加算総合数値」という。）に基づき行う。（業種別格付点数については、加算総合数値の算定後に定めるものとする。）

（格付の有効期間）

- 3 格付の有効期間については、令和3年6月1日から令和4年5月31日とするが、令和4年6月1日から令和5年5月31日までの期間の格付については、令和4年1月1日を基準日（以下「再格付基準日」という。）として見直しを行う。その際の格付方法については、第2項によるものとするが、主観的事項については当初の評価点を使用するものとし、客観的事項評定値については、再格付基準日時点で最新の値を使用するものとする。ただし、主観的事項のうち、ISO14000シリーズ又はエコアクション21の認証取得、防災協定の締結又は消防団協力事業所認定、障害者の雇用、次世代育成支援企業認証等の取得又は協力雇用主としての登録及び雇用実績については、令和3年1月2日以降、再格付基準日までの間に評価基準を満たすこととなった場合、再格付申請時にそれらを証する書類を提出すれば加点するものとする。

（主観的事項）

- 4 主観的事項は、次のとおりとする。
  - (1) 年間平均完成工事高（高知市発注工事で元請に限る）
  - (2) 工事成績（高知市発注工事）
  - (3) 指名停止
  - (4) ISO14000シリーズ又はエコアクション21の認証取得
  - (5) 防災協定の締結又は消防団協力事業所認定
  - (6) 障害者の雇用
  - (7) 次世代育成支援企業認証等の取得又は協力雇用主としての登録及び雇用実績

(主観的事項の評価基準及び評価点)

5 前項に掲げる(1)から(7)までの主観的事項に係る評価基準及び評価点については、次のとおりとする。

(1) 年間平均完成工事 (工事種別ごとに適用)

高知市発注工事 (元請) における過去 2 年間 (令和元・2 年度) の年間平均完成工事高を、次の表に当てはめ、評価点とする。

評価点	業種別年間平均完成工事高 (万円)			評価点	業種別年間平均完成工事高 (万円)		
	以上		未満		以上		未満
20	10,000			11	5,500	～	6,000
19	9,500	～	10,000	10	5,000	～	5,500
18	9,000	～	9,500	9	4,500	～	5,000
17	8,500	～	9,000	8	4,000	～	4,500
16	8,000	～	8,500	7	3,500	～	4,000
15	7,500	～	8,000	6	3,000	～	3,500
14	7,000	～	7,500	5	2,500	～	3,000
13	6,500	～	7,000	4	2,000	～	2,500
12	6,000	～	6,500	3			2,000

(2) 工事成績 (工事種別ごとに適用)

高知市発注工事における過去 2 年間 (令和元・2 年度) の工事成績評点の平均点を、次の表に当てはめ、評価点とする。

評価点	工事評定平均点 (点)		
	以上		未満
50	85		
45	83	～	85
40	81	～	83
35	79	～	81
30	77	～	79
25	75	～	77
20	73	～	75
15	71	～	73
10	69	～	71
5	67	～	69
0	65	～	67
-5	63	～	65
-10	60	～	63
-15	55	～	60
-20	50	～	55
-30		～	50

### (3) 指名停止（全業種に適用）

審査基準日の前の1年間（入札参加資格審査においては、令和2年1月1日から令和2年12月31日、再格付審査においては、令和3年1月1日から令和3年12月31日まで）を評価対象期間とし、当該期間内に高知市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置通知を受けた者について、当該通知による指名停止期間に応じて次の表のとおり減点を行う。

評価点	指名停止期間
- 10	1か月以下
- 20	2か月
- 30	3か月
- 40	4か月
- 50	5か月
- 60	6か月以上

※評価対象期間内に複数回にわたって指名停止措置通知を受けた場合は、それぞれの通知による指名停止期間を合算する

### (4) ISO14000 シリーズ又はエコアクション 21 の認証取得（全業種に適用）

評価点 10点

評価の条件：審査基準日時点において、ISO（国際標準化機構）の環境マネジメントシステム（ISO14000 シリーズ）の審査登録、又は、（一財）持続性推進機構が実施する「エコアクション 21」の認証・登録を受けていること

提出書類：審査基準日時点で有効な、ISO 登録証及び定期審査報告書（写しで可）又はエコアクション 21 の認証・登録証（写しで可）

### (5) 防災協定の締結又は消防団協力事業所認定（全業種に適用）

評価点 10点

評価の条件：審査基準日時点において、ア又はイのどちらかの防災協定を締結していること（団体で締結している場合の構成員を含む。）

ア 高知市と締結された災害時の応急対策活動に関する協定

イ 高知県と締結された協定で、高知市に効力を有する災害時の応急対策活動に関する協定

又は、審査基準日時点において、高知市消防団協力事業所に認定されていること。

なお、当該項目の評価点の上限は10点とし、「防災協定の締結」及び「消防団協力事業所認定」の全てに該当する場合でも、評価点は10点とする。

提出書類：防災協定の締結については、審査基準日時点において、高知市若しくは高知県との協定で高知市に効力を有する災害時の応急対策活動に関する協定を締結していることを証明する書類（高知市及び高知県双方と協定を締結している場合は、高知市と協定を締結していることを証明する書類）。団体で締結している場合は、団体の代表者が構成員であることを証明する書類（写しで可）。

消防団協力事業所認定については、審査基準日時点で有効な高知市消防団協力事業所の証明書（写しで可）

(6) 障害者の雇用（全業種に適用）

評価点 20点

評価の条件：審査基準日時点において、1年を超えて継続して雇用している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用数が、障害者の雇用の促進等に関する法律で定める基準を超えていること

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項に定める報告義務がある場合  
審査基準日前、直近の6月1日現在において雇用する障害者の数が法定雇用障害者数を超えており、公共職業安定所（ハローワーク）に障害者の雇用に関する報告書を提出した事業者（報告書に記載された障害者の方が、審査基準日時点で継続して雇用されていることが条件。）

イ 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項に定める報告義務がない場合  
審査基準日時点において継続して1年以上障害者を雇用している事業者（常用労働者数43.5人未満の事業者）

提出書類：アの場合 障害者雇用状況報告書（事業主控）及び身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳と保険証等（写しで可）

イの場合 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳と保険証等（写しで可）

※保険証（写し）を提出する際は、被保険者等記号・番号等にマスキングをすること。

(7) 次世代育成支援企業認証等の取得又は協力雇用主としての登録及び雇用実績（全業種に適用）

評価点 10点又は20点

評価の条件：審査基準日時点において、次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主に認定されていること、又は高知県ワークライフバランス推進企業認証制度要綱に基づく高知県ワークライフバランス推進企業認証（旧：高知県次世代育成支援企業認証）を取得している場合は、評価点20点とする。

また、審査基準日時点において、法務省の実施する協力雇用主制度に基づく登録がされており、かつ審査基準日以前3年の間（入札参加資格においては平成30年1月1日以降、再格付審査においては平成31年1月1日以降）に同制度に基づく雇用実績がある場合（ただし、雇用主側から解雇した場合を除く。）は、評価点10点とする。

なお、当該項目の評価点の上限は20点とし、「次世代育成支援企業認証等の取得」及び「協力雇用主としての登録及び雇用実績」の全てに該当する場合でも、評価点は20点とする。

提出書類：審査基準日時点で有効な認定通知書、認証書、証明書等（写しで可）